

「神奈川県消費生活条例の改正骨子案」 についてご意見をお寄せください

神奈川県消費生活条例(以下「条例」という。)は、消費者の権利を確立し、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活を推進するため、昭和55年の制定以来、必要に応じて改正を行ってきました。

近年、加速する高齢化による高齢者の消費者被害の増加やインターネットの普及等により、消費者問題が一層多様化、複雑化しています。このような背景を踏まえ、国においては、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)の2度にわたる改正や、消費者教育の推進に関する法律(以下「消費者教育推進法」という。)の制定等が行われてきました。

こうした消費者をめぐる社会状況の変化を踏まえ、県では平成29年3月23日に神奈川県消費生活審議会へ条例改正の基本的考え方について諮問を行い、8月30日に同審議会から答申を得たことから、改正骨子案を取りまとめましたので、県民の皆様からのご意見を募集します。

※ 神奈川県消費生活条例 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370229/p503503.html神奈川県消費生活審議会答申 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370230/p1177485.html

◆ 募集期間 平成29年9月27日 (水曜日) から10月26日 (木曜日) まで(必着)

◆ 提出方法

「神奈川県消費生活条例の改正骨子案に関する意見」と明記し、次のいずれかの方法でご提出ください。(ご意見については、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。)

- (1) フォームメール (http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/) 県民局くらし県民部消費生活課ホームページから、「県民局くらし県民部消費生活課へのお問い合わせフォーム」をクリックし、画面上で「お問い合わせ内容」の欄にご意見を入力し、送信してください。
 - ※ フォームメールとは、上記ホームページの画面上でご意見を入力していただき、県に送信できる 仕組みです。本件については、「回答の希望あり」を選ばれた場合でも個別の回答はいたしませ んのでご了承ください。
- (2) 郵送 〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター6階 神奈川県県民局くらし県民部消費生活課企画グループ 宛

- (3) ファックス 0 4 5-3 1 2-3 5 0 6 ※ 郵送・ファックスの場合は、4ページの「ご意見等記入用紙」又は任意様式でご提出ください。
- ◆ ご意見への対応

意見募集の結果については、お寄せいただいたご意見をとりまとめ、県の考え方を整理した上で公表します。個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

◆ 問合せ先 神奈川県県民局くらし県民部消費生活課企画グループ 電話045-312-1121 (内線2622)

神奈川県消費生活条例の改正骨子案について

1 改正の方向性

(1) 特定商取引法の改正等への対応

消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、禁止行為や規制を定めた特定 商取引法において、近年、訪問購入(自宅等を訪問し物品を購入するいわゆる「押 し買い」)が新たな規制対象として追加され、また、悪質な事業者に対応するため、 立入検査権限の拡充・整備に関する改正等がなされました。

これらの法改正の内容を踏まえ、訪問購入を条例の対象とするとともに、事業者に対して行う立入調査を、当該事業者と密接な関係にある者(密接関係者^(注1))に対しても行えるよう条例を改正します。

また、訪問販売等による消費者被害を防止するため、現行条例では明確に規定されていない不当な取引行為について明文化するとともに、「訪問販売お断り」などのはり紙等により訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯への訪問を禁止するなど、条例を改正します。

(注1) 営業形態が多様化・複雑化し、不当な取引行為を行った事業者に対してのみ立入調査を行うだけでは、実態の解明が困難な場合に、その密接関係者に対しても立入調査を行うことが必要とされることがある。密接関係者としては、例えば、商品を販売する事業者から委託を受けて電話で顧客の勧誘等を行う者等が想定される。

(2) 消費者教育推進法の制定への対応

消費者教育推進法が制定され、「消費者教育」や「消費者市民社会^(注2)」の定義、 消費者教育の基本理念等が規定されたことを受け、条例においても、これらの基 本理念を踏まえた消費者教育の推進について明確化します。

(注2) 一人ひとりの消費者が、自分だけでなく周囲の人々や、次世代の人々の状況、内外の社会 経済情勢及び地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参画する社 会のこと。

(3) 消費者施策の推進のための規定整備

消費者をめぐる社会状況の変化に対応するため、県が実施する施策の基本方針を条例に位置付けるとともに、消費者安全の確保のために必要な消費生活に係る情報の収集・提供や消費生活相談の実施を施策として明確化します。

また、消費者問題が多様化、複雑化する中、事業者の不当な行為に対して差止請求等ができる適格消費者団体等 (注3) との連携により、消費者被害の未然防止や拡大防止につながることが期待できるため、適格消費者団体等への協力・支援について条例に位置付けます。

(注3) 適格消費者団体等とは、適格消費者団体と特定適格消費者団体のこと。適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた団体。適格消費者団体のう

ち、相当期間の活動実績を積むなどの新たな認定要件を満たす団体として内閣総理大臣の 認定を受け、被害回復の裁判手続きを行うことができる団体を「特定適格消費者団体」と いう。

2 条例改正骨子案

- (1) 特定商取引法の改正等への対応
 - ア 訪問購入が条例の対象となるよう、消費者の定義を見直し、消費者が事業者 に商品等を提供する取引も含めるよう規定します。
 - イ 密接関係者に対して立入調査が可能となるよう規定を見直します。
 - ウ 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居等において商品等を一方的に提供する行為や、消費者の経験及び財産に照らして不適当と認められる勧誘について、不当な取引行為として規定します。
 - エ 「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を 示している世帯への訪問を禁止することを規定します。
- (2) 消費者教育推進法の制定への対応
 - ア 消費者教育について、消費者市民社会の理念や多様な主体との連携、消費者教育の担い手の育成等により推進していくことを規定します。
- (3) 消費者施策の推進のための規定整備
 - ア 消費者をめぐる社会状況の変化に対応するため、総合的な消費者施策展開のための基本方針の策定を規定します。
 - イ 消費者の主体的かつ適切な選択を支援するため、消費生活に関する情報の収 集及び情報の提供を規定します。
 - ウ 消費生活相談は消費者の権利を確立するための重要な施策であるため、施策 としての消費生活相談の実施を規定します。
 - エ 消費者被害の未然防止や拡大防止に向け、消費者団体訴訟等を行う適格消費者 団体等への協力・支援を規定します。

3 今後の予定

平成29年12月頃 意見募集結果の公表

平成30年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

FAX 045-312-3506

神奈川県県民局くらし県民部消費生活課 企画グループあて

「神奈川県消費生活条例の改正骨子案」について

ご意見等記入用紙

7,,	意	見	記	入	欄

○ 問合せ先 神奈川県県民局くらし県民部消費生活課 企画グループ 電話:045-312-1121 (内線2622)

※お電話での意見提出はお受けできませんのでご了承ください。